

1. 証券モニタリング

- 証券モニタリングについては、オン・オフ一体のモニタリングを関係部局・財務局で連携して実施。
- 各証券会社に対し、
 - ① 第1の防衛線（フロント部門）、第2の防衛線（リスク管理部門、コンプライアンス部門）による機能の発揮状況を、第3の防衛線（内部監査部門）が検証・評価しているか確認したところ、そうした内部監査機能を発揮出来ている先は限定的。内部監査の独立性を含めて体制の整備に取り組む必要。
 - ② DMA取引やアルゴリズム取引等の高速取引に対応した実効性ある売買審査態勢の構築状況につき確認したところ、各社の取組みに差。
- 大手・準大手証券については、
 - ① ガバナンス向上の一環として、社外取締役への情報提供を充実させ、取締役会や社外取締役のみで構成する会議における議論を活性化させようとする先がある一方、そうではない先も。ガバナンス態勢の高度化に向けた弛まぬ取組みが必要。
 - ② 金融庁に寄せられる苦情・相談において、顧客目線から懸念されるような声が複数寄せられ、それが増加傾向にある先も。経営陣が主体となり、顧客目線に基づく対応を現場の営業員まで徹底するための取組みを進めていただきたい。
- 地域証券については、経営方針・戦略に関し、必ずしも経営課題に対する解決策の特定に至っていない先が多いものの、「預かり資産増」等の取組みが概ね共通して認められたほか、「資産管理型営業への転換」といった特徴的な取組みが一部の社において認められた。
- これら課題等は、各社にフィードバックするとともに、来事務年度においてフォローする予定。

2. 「東京国際金融センターの推進に関する懇親会」等を受けた対応

- 先月開催された、東京国際金融センターの推進に係る懇談会等にて、資産運用業の強化のための検討・取組状況が報告された。その中で、小規模ファンドの本数が多くなっている問題については、投資信託の併合が進まない問題点を明らかにし、併合を具体的に進めるためのマニュアルを関係者（運用会社、販売会社、信託銀行）間でとりまとめたと聞いている。

- 投資信託の併合については、販売会社の協力なくしては実現できないところ、運用会社より併合の依頼があった場合には、積極的に協力いただきたい。金融庁としても、投資信託の併合の取組みをフォローしていく。

（以上）